

## 女性つながりサポート事業アウトリーチ型相談イベント運営業務 企画提案仕様書

### 1 業務名

女性つながりサポート事業アウトリーチ型相談イベント運営業務

### 2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)

### 3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々な不安を抱える女性へアウトリーチ型相談支援等を行い、相談を通じ行政等の支援に繋げるなど不安の解消や状況の改善を図り、女性が社会との絆・つながりを回復することを目的とする。

### 4 業務内容

#### (1) アウトリーチ型相談イベント運営業務

- ① 実施場所：函館市内で利便性が良く不安を抱える女性が参加しやすい会場
- ② 実施回数：年4回以上
- ③ 実施日時：原則土・日曜日または国民の祝日  
午後1時から午後9時の間で4時間以上実施（準備・撤収の時間を除く）
- ④ イベント内容
  - ア 相談業務  
女性からの様々な悩みや直面する課題に関する相談に対応するための相談窓口を設置する。必要に応じて関係機関へ繋ぐなどの支援を行う。
  - イ 講演会またはワークショップの開催  
女性が抱える様々な困難をテーマとし、自立支援・意識向上を図るための講座、ワークショップ等を開催する。  
(例)・自立支援につながる講座や研修  
・就業につながるジョブカフェ  
・ライフイベントやライフキャリアについて考えるワークショップ
  - ウ 女性がリラックスして過ごせるスペースの確保とピアサポートの実施
  - エ 生理用品購入および提供  
来場者へ女性センターにおいて実施する女性つながりサポート事業と連携する相談窓口を紹介した資料とともに生理用品を提供する。
- ⑤ 参加対象：市内在住、在勤、在学の不安を抱える女性
- ⑥ 1回の参加人数：50名程度
- ⑦ 職員配置：相談員として有資格者を1名以上配置すること。  
※有資格者とは、臨床心理士または社会福祉士、精神保健福祉士、助産師、看護師、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者。

または地方公共団体，社会福祉法人，非営利活動法人において女性支援に関わる相談援助等の実務経験がある者。

⑧ 相談記録の作成

相談ごとに相談記録を作成すること。

(2) 本業務の周知に関わる業務

本業務の周知用リーフレットの作成・配付やSNS，ホームページを活用するなど効果的な方法により，本業務の周知を図ること。

(3) その他

女性センターにおいて実施する女性つながりサポート事業と連携すること

5 委託対象経費

(1) 対象経費

本業務に必要な報酬，給料，職員手当等，報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料および賃借料，共済費等

(2) 留意事項

- ① 本業務に従事する職員が本業務以外の業務を兼務する場合は，委託業務の業務量に相当する経費のみを対象経費とする。
- ② 相談支援の一環として提供する生理用品については，購入経費が総事業費の5割未満とする。
- ③ 食料品・一般生活用品を提供する経費は対象外とする。ただし，ピアサポートの実施等に伴う軽食等の提供，感染症対策としてのアルコール消毒やマスク等は，例外とする。

6 事業計画書の提出

受託者は，契約締結後速やかに，事業計画書を作成し，市の承認を得ること。

7 報告

受託者は，市が定める様式により，イベントの終了ごとに実施状況および完了届を，翌月10日までに市に報告すること。また，令和5年3月31日までに，年間報告書を作成し，市へ提出すること。

8 個人情報の取扱いについて

- (1) 受託者は，函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に携わる職員は，利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに，業務上知り得た個人情報は，業務目的以外で他に漏洩してはならない。

9 再委託について

本業務の実施にあたり，業務の一部を第三者に委託する場合には，あらかじめ市の承認を得るとともに，その関係性がわかるようにしておくこと。

## 10 関係書類の整備

受託者は、本業務実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存するものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 本業務の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 業務実施にあたっては、安全対策を徹底すること。なお、本業務の遂行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、市の責任に帰する場合を除き、受託者がその賠償の責任を負うこととする。
- (3) 業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、本市の感染症対策に沿って業務を実施すること。
- (4) 業務実施にあたり必要な事項については、市と受託者が事前に協議するものとする。